

2025年 7月 17日

山口県教育委員会
教育長 繁吉 健志 様

山口県高等学校教職員組合
執行委員長 石田 高士

定 通 部 長 豊田 和典

定時制・通信制高校の教育条件および勤務条件改善を求める要求書

1. 定時制・通信制教育について

- (1) 生徒の成長・発達を保障し、豊かな人格の形成を目指す定通教育を尊重すること。
学校運営や学習環境の複雑化を招いている「多部制定時制高校」は、教職員や生徒・保護者、地域等との民主的に議論して合意をはかること。
- (2) 定時制高校に通学することが困難な北浦地域（長門、萩）、県南東部地域（柳井周辺、周防大島）の定時制・通信制教育に関するニーズ把握を継続して行い、新設も検討すること。
また、公共交通機関便数減などによる、夜間定時制の通学困難の実態を把握すること。
- (3) 卒業後の進路および在学生徒の就労確保について関係機関と連携すること。
就労経験が生徒の人間の発達や進路選択において、多大なる影響を与えることに鑑み、在学中の労働環境や条件等を調査・把握し支援をおこなうこと。

2. 教育条件改善について

- (1) すべての高校に適切な教職員配置を行うこと。
他県に先行して、学校規模や生徒数に関わらず全ての学校に正規の養護教諭を配置し、特別な教育的ニーズをもつ生徒の指導・支援のための専任教職員の配置を検討すること。
また、定数の少ない定時制・通信制において、教員未配置が起こらぬ対処をすること。
- (2) 通信制のスクーリングに関わる予算を増額すること。
スクーリング時の心理・医療・救急体制を整備するとともに、不審者対策など安全な運営のため要員を増やすこと。また、スクーリング会場が、許容数を超えている現状について、実際の現場を把握して、ニーズについては現場教職員にヒアリングして対策すること。
- (3) 定時制・通信制教育の実態をふまえ、年齢構成、経験年数などに配慮しつつ、全教科に正規教諭を配置すること。安易に「免許外教科担任許可申請」による授業を実施しないこと。
- (4) 学校間や課程間において施設・設備の面での格差をなくすこと。
特に、各々の学習環境を考慮し、学校の要望を精査して合理的な予算措置を行うこと。

3. 教職員の勤務条件などについて

- (1) 定通手当支給の根拠を確認して、手当の削減や廃止を断じて行わないこと。
また、現在支給されていない教職員については、支給根拠に基づき、支給を行うこと。
通信制協力校指導教員の兼務手当、および全・定・通信間の兼務手当については、勤務の特殊性を考慮した支給をおこなうこと。
- (2) 通信制協力校は、指導に当たる協力指導教員だけでなく、必ず当該校の全教職員に理解と協力を得られる環境および条件整備をすること。そのため、定数加配や非常勤職員の配置、指導教員が代休を取りやすい体制づくりなど、諸条件を整備すること。

以上